

公的医療機関が地域において担う役割等について

1 地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方（国方針）

- 「まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ること」とされています。（H29.8.4 都道府県知事あて 医政局長通知）
- まず役割の明確化を図るべきとされた病院のうち、公立病院については、総務省が平成28年度までの策定を求めている「新公立病院改革プラン」を、その他の病院については、新たに策定が求められた「公的医療機関等2025プラン」をもとに、調整会議で具体的な議論を行うこととされました。

対象となる病院	策定するプラン
公立病院（病院事業によるもの）	新公立病院改革プラン
公立病院（病院事業によらないもの）	公的医療機関等2025プラン
日本赤十字社の開設する病院	
（社福）恩賜財団済生会の開設する病院	
（独）地域医療機能推進機構の開設する病院	
（独）国立病院機構の開設する病院	
（独）労働者健康安全機構の開設する病院	
特定機能病院	
地域医療支援病院	

2 千葉県における対応

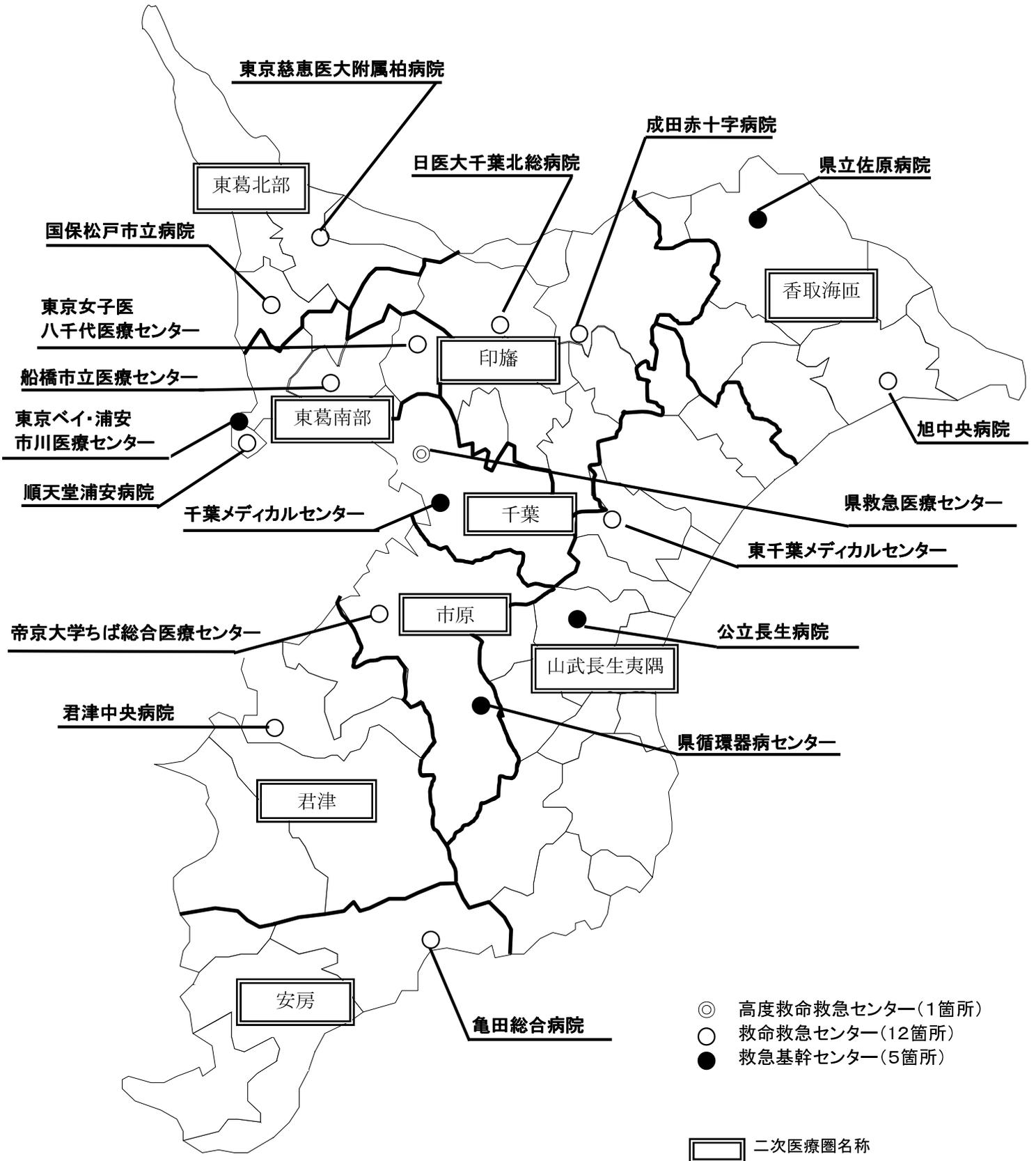
上記病院の開設者に、プランの策定とその概要資料の提出を依頼しました。

なお、上記に該当しない病院のうち、救急医療、小児医療及び周産期医療の分野で重要な役割を果たしている次の医療機関に対しても、地域において担うべき役割等に対する認識を示した資料の作成を依頼しました。

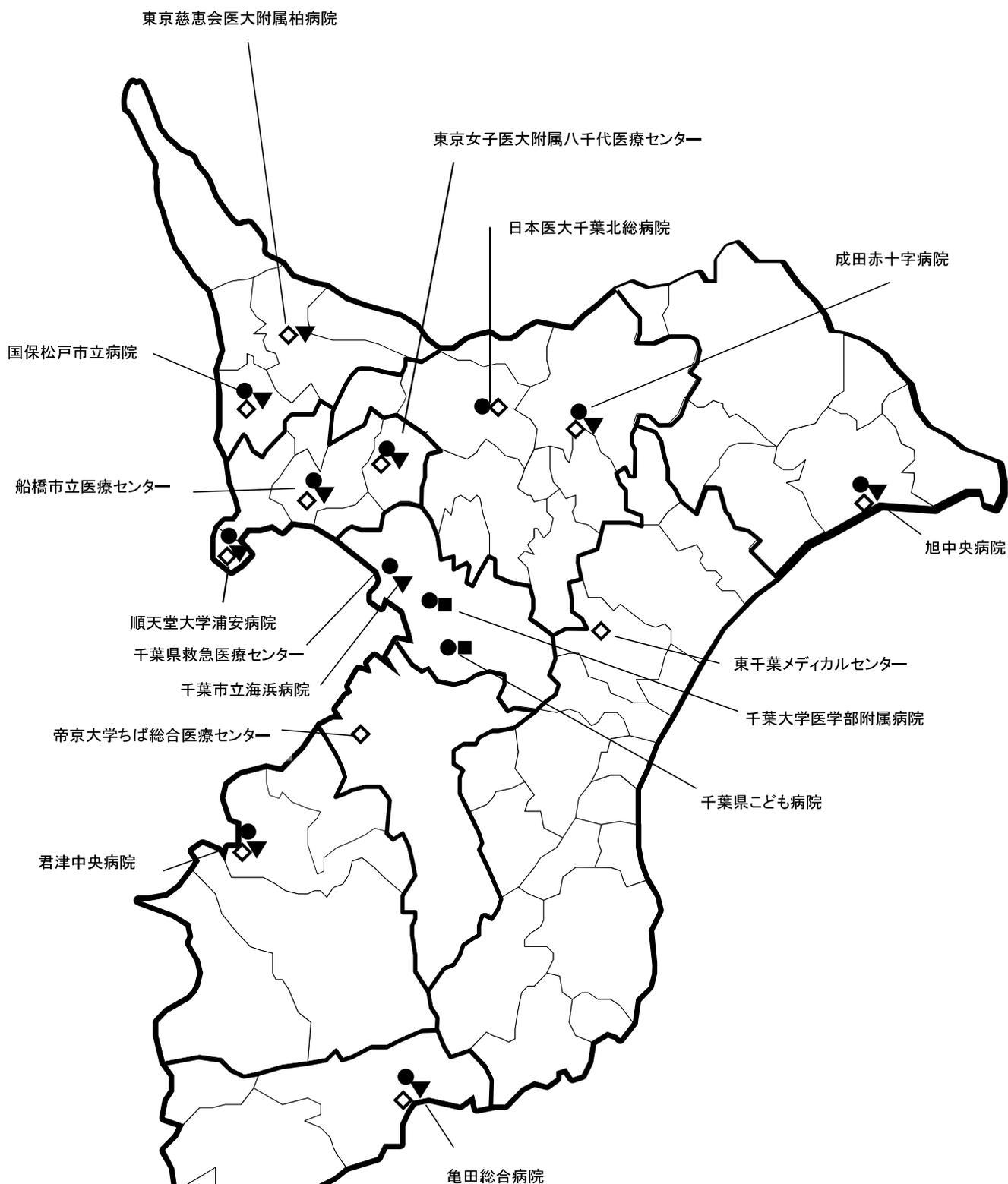
救急医療関係	救命救急センター又は救急基幹センターを有する病院
小児医療関係	現行の保健医療計画において全県（複数圏域）対応型小児医療連携拠点病院に位置付けられている病院
周産期医療関係	周産期母子医療センターを有する病院

また、施設の新設や建替等の予定のある場合には、その概要のわかる資料の提出を併せて依頼しました。

千葉県内の救命救急センター及び救急基幹センター



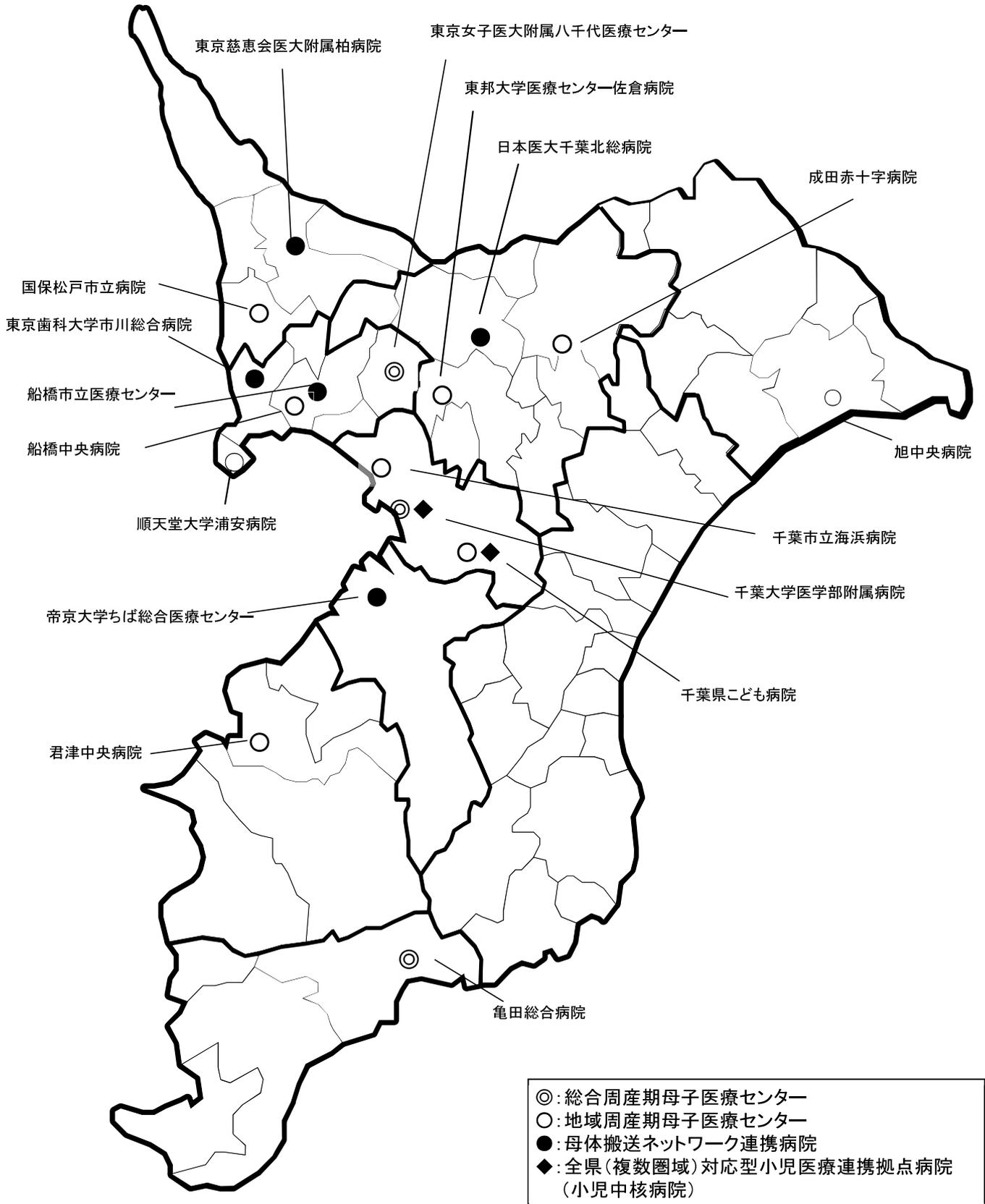
千葉県内の小児医療体制



- : 全県(複数県域)対応型小児医療連携拠点病院(小児中核病院)
- ◇: 救命救急センター(千葉県救急医療センターを除く)
- : 小児救命集中治療ネットワーク連携病院
- ▼: 地域小児科センター

千葉県内の周産期母子医療センター及び母体搬送ネットワーク連携病院

(H29. 4. 1 現在)



公的医療機関が地域において担う役割等について

施設名	鋸南町国民健康保険鋸南病院													
プランの区分	新公立病院改革プラン													
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計							
	開設許可	32	34				66							
	使用許可	32	34				66							
H29病床機能 報告の報告 内容(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計							
	H29.7.1時点		32		34		66							
	6年後		32		34		66							
診療科※ ●:入院対応 ○:外来のみ	内	心内	精	神	神内	呼	消	胃	循	ア	リウ	小	外	整
	●												●	
	形	美	脳	呼外	心	小外	皮泌	皮	泌	性	肛	産婦	産	婦
	眼	耳	気	リハ	放	歯	矯歯	小歯	歯口	麻	その他			
	○													
救急医療	2次救急医療機関													
小児医療 ○:対応している	外来診療(平日・日中)			○	外来診療(休日・夜間)*当番制等含む			○						
	小児二次救急				小児三次救急									
周産期医療	分娩(取り扱っている場合:○)				NICUの病床数									
	MFICUの病床数				GCUの病床数									
地域において 担うべき役割	<p>(1)地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割 千葉県策定の地域医療構想では当該地域は人口減が予想され、急性期医療・慢性期医療について徐々に患者数が減っていくと計画されている。人口減の内容を当町の総合戦略で推測した人口の推移で考察すると、当面の間、本病院の主要な患者層である65歳以上の人口についてはほぼ横ばいで推移すると計画されている。当病院は、当町及び半径5kmの周辺地域では唯一、急性期・慢性期の入院医療を提供している病院であり、直近3年の病床利用率の推移から急性期医療・慢性期医療の必要性が引き続き高いことが伺える。従って、町民に医療を提供する町営病院として、救急医療も引き続き実施する。また、地域医療に資するため、2次救急を提供できる病院として、救急医療も引き続き実施していく。さらに、町の企画する健診事業の実施主体となるとともに、町内の診療所、介護施設等との協力、連携を図り、健康増進に貢献する。</p> <p>(2)地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 病院の運営について、指定管理者制度を採用している。指定管理者側では、ケースワーカーを従事させ、医療・介護両面での地域との連携を図っている。町としては、個別ケースについて医療・介護担当者会議を行う等、連携を図る。</p>													
再編・ネット ワーク化の取 組や今後見 直すべき点 等	指定管理者制度の導入により、平成30年3月までの間は、指定管理者に運営を委ねているので、協定期間終了年度に指定管理者との検討・協議を行う。													

※ 診療科名の表記について 凡例 略号:診療科名

内:内科、心内:心療内科、精:精神科、神:神経科(*)、神内:神経内科、呼:呼吸器科(*)、消:消化器科(*)、胃:胃腸科(*)、循:循環器科(*)、ア:アレルギー科、リウ:リウマチ科、小:小児科、外:外科、整:整形外科、形:形成外科、美:美容外科、脳:脳神経外科、呼外:呼吸器外科、心:心臓血管外科、小外:小児外科、皮泌:皮膚泌尿器科(*)、皮:皮膚科、泌:泌尿器科、性:性病科(*)、肛:肛門科(*)、産婦:産婦人科、産:産科、婦:婦人科、眼:眼科、耳:耳鼻いんこう科、気:気管食道科(*)、リハ:リハビリテーション科、放:放射線科、歯:歯科、矯歯:矯正歯科、小歯:小児歯科、歯口:歯科口腔外科、麻:麻酔科

(*平成20年4月以降標榜できない診療科目であるが経過措置により従前の診療科目を標榜している場合)